

日本臨床心理学会会則

第1条（名称）

本学会は日本臨床心理学会（略称：日臨心）という。

（THE JAPANESE ASSOCIATION OF CLINICAL PSYCHOLOGY） （略称：JACP）

第2条（事務所）

本学会は事務局を京都府京都市北区小山西花池町1-8（株）土倉事務所内に置く。

第3条（目的）

本学会は臨床心理学研究・実践にたずさわる人々、心理支援を必要とする人々、及び、それに関連する人々の協同と連携により、人間尊重の理念に基づいて現状の矛盾をみきわめ、自らがいかにあるべきかを志向しながら、よりよい支援と援助のための「臨床的」心理学を探求することを目的とする。

第4条（活動）

本学会は前述の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) 心理支援を必要とする人々を含めた関係者個人や集団との協働・連携・交流の促進
- 2) 対人援助・支援のための相互学習と研修
- 3) 年次大会（学術研究集会）などの開催
- 4) 研究や研修の途上および成果の掲載のための学術雑誌の発行
- 5) その他、会の目的を達成するために必要な活動

第5条（会員）

本学会は次の5種類の会員で構成される。

- 1) 本学会の目的に賛同する個人会員
- 2) 学生会員（通信課程以外の短期大学・大学・大学院の学生で本会の目的に賛同する個人）
- 3) 団体会員（本会の目的に賛同する団体）
- 4) 賛助会員（本会の目的に賛同し後援する意思のある個人と団体）
- 5) 購読会員（『臨床心理学研究』購読の個人団体）

なお、1)と2)の会員は、総会での議決権があり、学会運営に参加することができる。

第6条（入会）

個人会員・学生会員・団体会員については、1名以上の会員の名前を付記した入会申込書を提出し、運営委員会が承認したものとする。

賛助会員は、会員が推薦し、運営委員会が承認した個人または団体とする。

第7条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失し、退会したものと見なされる。

- 1) 2年以上年会費を滞納したとき
- 2) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
- 3) 除名されたとき

第8条 (除名および資格停止)

会員は、次の事項に該当する場合には、運営委員会で審議され、総会に提案され総会出席会員（委任状含む）の3分の2以上の承認により、役員選挙の立候補資格の停止または除名される。

- 1) 本学会に対し重大な名誉毀損を行った場合
- 2) 本学会の運営に対し大きな妨害を行った場合

なお、学会倫理綱領は、別途定める。

第9条 (役員の数)

本学会の活動を行うために次の役員を置く。

運営委員若干名（運営委員長1名、運営副委員長1名、事務局長1名を含む）、監事2名

第10条 (運営委員の決定)

運営委員の決定は、選挙管理委員会細則に基づいた選挙で行い、改選年度の定期総会で承認される。

第11条 (運営委員長、運営副委員長、事務局長)

- 1) 運営委員は総会承認後直ちに互選により、運営委員長、運営副委員長、事務局長を選出する。
- 2) 運営委員長は、定期総会、臨時総会、運営会議、役員会等を招集し、本学会の活動と運営をまとめるとともに、日本臨床心理学会会長として本学会を代表する。
- 3) 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に支障のある場合、運営委員長の責務を代行する。
- 4) 事務局長は、学会事務を統括する。

第12条 (監事)

- 1) 監事は総会時に会員の中から選出され、総会で承認される。
- 2) 監事はこの会の会務を監査することを任務として、学会内部で問題が生じた場合には、その解決のために必要な調査・調整と対応を行う。
- 3) 監事は運営委員を兼ねることは出来ないが、運営委員会に参加して意見を述べることができる

第13条 (役員任期)

役員（運営委員と監事）の任期は2年間とする。ただし、任期が満了となっても次期運営委員、監事が選出されるまではその任は解かれぬ。役員に重任は妨げないが、運営委員会の長である運営委員長及び監事においては、3期連続の任期は認められない。

第14条 (運営組織 運営委員会とプロジェクト・チーム)

本学会は、運営を民主的かつ主体的に行うために、運営委員で構成する運営委員会が設けられるが、それとは別に会員のイニシアティブによってプロジェクト・チームを設置することができる。

第15条 (常設委員会とプロジェクト・チーム)

本学会の活動を促進するために、運営委員会の中に常設の事務局、編集委員会、研修委員会を置く。

なお、第4条に示されている本学会の活動1)及び2)3)に関連して会員は自主的に企画を運営委員会に提案し、承認されて活動することができる。プロジェクト・チームの企画者は活動の後に、運営委員会に対して文書で報告しなくてはならない。

第16条 (総会)

会員による総会は、この会の重要な審議事項に関する議決機関であり、総会の招集は運営委員長が行う。

1) 定期総会には、次の事項を含まなければならない。

- (1) 活動の年次報告ならびに年次計画
- (2) 年度予算の決定と年度決算の承認
- (3) 役員を選出(改選年度のみ)

2) 総会は、定期総会(年1回)と臨時総会とする。定期総会は毎年基本的に9月末までに開催するものとする。

3) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めるか又は会員の10分の1以上が文書により要求した場合に、運営委員長が招集する。

4) 総会は1ヶ月以上の予告期間を置いて開催される。臨時総会に関してはこの限りではない。

5) 総会の定足数は、毎年度4月1日会員数の10分1(委任状含む)とする。

6) 総会の議長は、運営委員長が出席会員に選出方法を諮り、出席した会員の中から選出された者とする。

7) 議事の決定は、十分な討議をつくしても結論が出ない場合、出席会員と委任状による多数決によって決定する。

8) 総会の議決事項は、本学会のホームページと学会誌またはCP紙を通じて会員に知らせなければならない。

第17条 (議決権の委任)

会員は事項を指定して議決権を他の会員に委任することができる。

第18条 (会計の報告)

本学会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終る。決算及び予算案は、定期総会に報告され、審議、承認されなければならない。

第19条 本学会の会則は、総会において、委任状を含む出席者の60%以上の賛成をもって改正することができる。

付則

- 1 正案は、1973年11月開催の第9回総会において承認、同日より施行する。
- 2 1983年10月30日の第19回定期総会にて1984年度より学会費6,000円とすることが決定しました。
- 3 1999年10月29日の第35回定期総会にて2000年度より学会費を年8,000円とすることが決定しました。
- 4 2014年11月15日の第50回定期総会にて、第6条（入会）、第7条（除名）、第13条（運営委員の決定、定数）、第14条（監事）、第16条（運営委員会）、第17条（総会）、第4項、第20条（局及び委員会）、第23条（各種小員会）、第24条（局及び委員会の長）の一部を改正し、2014年11月15日より施行する。
- 5 2016年6月19日定期総会において第2条（事務所）の変更が承認され、同日より施行する。
- 6 2018年9月30日総会において会則の全部改正が承認され、2018年10月1日より施行する。